

〈研究ノート〉

## 会計学における社会的責任に関する研究： 会計公準論と新たな会計領域である環境会計等

長谷川 記 央

### 要 旨

投資家の情報ニーズの多様化によって、会計情報に対するニーズが多様化し、新たな会計領域の研究の発展が期待されている。伝統的な会計学においては、会計公準論が存在し企業会計の成立させるための基礎的前提が明示されている。多くの会計研究が企業会計の成立させるための基礎的前提を尊重し研究を行うに至っている。

他方で、情報ニーズの多様化から社会的責任としての環境会計等が論じられ、企業会計の成立させるための基礎的前提を利用することは必ずしも有益ではないことが考えられている。また、社会的責任を理由に新たな会計領域を論ずることか妥当であるのか検討することがもとめられる。

本論においては、企業が存続し続けることが第一次的な社会的責任であると結論づける。よって、継続企業の公準が社会的責任そのものであると結論づける。次に、社会的責任とは企業が取捨選択するものであることから、他の社会的責任に基づく会計領域は副次的なものであると結論づける。

また、新たな会計領域を論ずる場合には、新たな会計領域を成立させるための基礎的前提を明示することがもとめられ、原則として企業会計の成立させるための基礎的前提すなわち会計公準論のうえに成り立つものである。他の基礎的前提を用いる場合には、その旨を明示したうえで研究を行うことが、研究者としての社会的責任を果たすことにつながると結論づける。

## はじめに

高崎経済大学において「企業と会計」を担当するに至り、遠隔講義が実施され、生徒より積極的な意見があり、今一度、会計学の本質に立ち返ることが必要だと感じ、本論を出稿することとした。

経営学における先行研究<sup>1</sup>において、社会的責任とは企業が存続し続けることであると論じられており、会計学と共通するところが多いといえる。なぜなら、企業会計は逆基準性<sup>2</sup>の問題はさておき、費用の配分という問題から減価償却の手続きを行う。当該減価償却は、継続企業の公準により認められるところであることはいうまでもない。このような考え方の批判的な立場として、企業の社会的責任などの理由から新たな会計領域が存在すると考えられる。

他方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響がある企業は、継続企業の公準すなわち企業が存続することが困難となり、どのように雇用を維持するのか、店舗を維持するのかといった問題を抱えていることは、報道されているとおりである。

現在の経済環境からするに、会計学における社会的責任は、経営学と同様に、企業が存続し続けることなのではなかろうかという疑問を抱かずにはいられなかった。他方で、先行研究において、社会的責任を別途に論ずるものも存在することを知り、責任ある投資に応えるための会計情報開示（非財務情報を含む）が社会的責任であるのか（その代表的な例として、環境会計があげられるのであろう。）、企業が存続し続けることが社会的責任であるのか明確にすべきなのであろうという思いを抱くに至った。

本論における社会的責任とは、市民としての組織や個人は、社会において望ましい組織や個人として行動すべきであるという考え方による責任と定義する。すなわち、会計学においては、適正な会計情報の開示や、税務会計学においては税務調査に受任する義務などの行動を包含する。本稿においては、会計学における社会的責任は、社会において企業が存続し続けるために行動すべきことが第一次的な行動すべきことと定義する。

本論において、社会的責任と環境会計の関係は、環境会計が社会的責任から情報開示がもためられているとするが、そもそも制度会計で社会的責任が完了されており、環境会計そのものが社会的責任に依存しないものと結論づけている。

本稿の目的としては、会計学でいう社会的責任は、一次的には継続企業の公準そのものであると結論づけた。副次的なものとして新しい会計領域があるにすぎないと結論づけた。

---

1 内本博行（2015）「中小企業にみる企業の社会的責任の実践」日本政策金融公庫集第26号77頁。

2 成道秀雄（2015）『税務会計－法人税の理論と応用－』第一法規株式会社32頁。

## 1. 会計学に関する社会的責任論

伝統的な会計学においては、トライアングル体制<sup>3</sup>をあげ、金融商品取引法会計、会社法会計、税務会計をあげる。近年、会計情報が多様化し、環境会計<sup>4</sup>などの研究領域が現れるに至っていることは、周知のとおりである。

会計情報の多様化の背景には、会計情報の利用者が多様な情報の提供をもとめることがあげられ、情報の非対称性をどのように捉えるかが問題となるといえる。金融商品取引法会計は、情報の非対称性によって投資者を保護する役割を担っている。また、金融商品取引法会計は、公認会計士または監査法人が、監査証明を付し、もって開示情報の信頼性を担保することとされているため、被監査会社は当該監査を受忍する義務を負うこととなる。税務会計は、自ら課税所得計算を行うことを前提とする自己賦課が原則（いわゆる「申告納税方式」をいう。）とされており、職業的専門家である税理士が書面添付制度<sup>5</sup>などによって事前に審査することなどを法的義務としても定められてはいない。このことから分かるように、金融商品取引法会計がもとめられる被監査会社は、情報開示に関する社会的責任を負うこととなる。税務会計は、自ら課税所得計算を行い申告期限までは申告書の提出を行わなければならない受忍義務を負うこととされ、当該受忍義務に関する社会的責任を負うこととなる。また受忍義務をどのように果たすかによって、国税不服審判所の対応が異なることについては別稿<sup>6</sup>で論じたとおりである。

このように考えると、会計学の前提に企業が負う社会的責任があり、法律に定められた受忍義務が存在し、時代の移り変わりとともに、会計情報の利用者がもとめる情報も変化し、会計の担う役割にも影響を与えているといえる。もっとも、当該ニーズに応えるべきであるのか、応えるべきではないのかは、いわゆる会計監査論があげる期待ギャップの問題<sup>7</sup>について考えず論ずることは避けるべきであろう。すなわち、情報の利用者が提供された情報を誤って利用し、自らの期待に反するとした場合には、当該情報の信頼性が損なわれることは、本論において取り上げるまでもない問題である。

本論においては、継続企業の公準すなわち企業が永続的に存続することをもとめる会計公準こそが、社会的責任そのものであると結論づける。そのうえで、トライアングル体制があげる会計こそが、一次的な社会的責任を負う会計であり、他の会計は副次的なものにすぎないと結論づける。また、当該副次的なものについては、経営学の先行研究と同様に企業が取捨選択するものであり、すべての企業が負うべきものとするのであれば、法的制度によることが妥当である。

3 富岡幸雄（2003）『税務会計学原理』中央大学出版部394-398頁。

4 水口剛（2006）「環境会計フレームワークの再構築」高崎経済大学論集第48巻第4号73-88頁、[http://www1.tcu.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyuukeisai/48\\_4/mizuduchi.pdf](http://www1.tcu.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyuukeisai/48_4/mizuduchi.pdf)、2021年3月1日アクセス。

5 長谷川記央（2020a）「書面添付制度の活用とその効果～申告書等の信頼性の向上～」税務QA通巻223号4-40頁。

6 長谷川記央（2020b）「不服審判制度に係る併合審理等の諸問題 要件事実と争点主義的運営を中心として」租税訴訟学会誌第13号104-125頁。

7 日本公認会計士協会25年史編集委員会編（1977）『会計・監査資料』日本公認会計士協会758-759頁。

また、環境会計フレームワークに関する先行研究は、「第四に、問題領域ごとに体系化していくことの可能性である。総合的、包括的な環境会計を指向することは、ミスリーディングであるばかりでなく、結果的にいつまでたっても指標化が完成しない可能性がある。現実的に可能な範囲から指標化していくことが有効であり、同時にそれは限定的な指標であることを明示することが重要である。

第五に、制度化との関係である。環境会計の現状はまだ制度化を議論しうるほど成熟していないかもしれない。それでは、どのような情報であれば制度化し、また基準化していくことが可能であり、価値があるのか。そのような視点からの検討も必要であると思われる。

当面、問題構造が比較的分かりやすい温室効果ガスなどに限定して指標化を検討すると同時に、その範囲で基準化ないし制度化を考えることが有用ではないだろうか。」<sup>8</sup>とする。

環境会計のフレームワークについては、会計公準である貨幣的価値の公準を放棄することを論ずるところであると理解できる。この場合に、環境会計における公準（企業会計としての会計学が成立するための基礎的前提）がどのような測定 of 公準を設けるのか明確にするべきである。また、貨幣的価値の公準は、貨幣的な評価が一般的な公分母となりうるもの、すなわち交換価値を表す記号として適切であったため、会計情報は貨幣的な評価を行うにすぎないと考えられている。したがって、環境会計が貨幣的価値で評価されないことによって、直ちに会計学の領域の埒外となるものではない。

しかしながら、比較的わかりやすいとされる温室効果ガスなどを指標化した場合に、制度会計で用いる貨幣的価値の公準を代替する評価の公準となりうるものであろうか。もっとも、温室効果ガスなどを指標化し貨幣的価値の公準に代えて評価の公準として用いるとすれば、広く国民が環境情報に関する知識を深め、温室効果ガスなどの指標が、どのような影響を与えるものなのか、当然に理解できることが前提となるものであって、直ちに、貨幣的価値の公準に代替するものにはならないであろう。

もっとも、温室効果ガスなどを指標化した場合に、当該指標が何を示すのか、国民が理解できなければならないといえる。例えば、温室効果ガスなどを指標化することによって、地球の温暖化がどの程度進行してしまうのか、あるいはどの程度抑制できたのか、共通的な記号として用いることが考えられる。温室効果ガスなどの指標が、共通的な記号としての役割が果たされないとすれば、貨幣的価値の公準に代替することは難しく、環境会計のフレームワークの定着を困難ならしめるといえる。すなわち、環境会計の目的は何か、何を表現すべきかという問題があるといえる、具体的には、地球の温暖化現象を捉えて指標とするのか、あるいはすべての環境負荷を捉えて指標とするのかということがあげられる。会計の目的が定められ、それを表す記号として環境会計が用いられ

---

8 水口剛（2006）85-86頁。

るのだから、何を測定したいのか明確にしなければならないであろう。

このように、会計学の研究手法として環境会計（新しい会計領域）を位置づける場合に、現行のトライアングル体制すなわち制度会計が社会的責任を負っており、社会的責任として新たに環境会計（新しい会計領域）を位置づけることは難しいといえる。既にトライアングル体制が当該責任を負っているため、積極的な理由にはあたらず困難であろう。他方で、管理会計の領域においては、企業が自らの目的において行うものであるから、広く国民に理解されなくても、企業内において共通的な記号として用いることができればよく、温室効果ガスなどを指標化によって、その成果が明らかにされるとすれば有益であるといえる。本論においては、管理会計の領域を論ずるところではないため、議論は避けるところであるが、少なくとも「特定の者」（特定の有識者、専門家あるいは企業経営に従事する者など）が理解できればよいと考えるのであれば、温室効果ガスなどを指標化によって、何らかの成果を測定するということは理解できるといえ、貨幣的価値の公準にとらわれずに議論がされる場所は有益であることは明らかにしておく。したがって、環境会計という新たな会計領域を論ずる場合には、その会計の基礎的前提を明示しなければならず、そのような明示がないとすれば、会計学の研究手法を逸脱しているという批判的な見解を必ずしも避けられないといえる。

### 1.1 金融商品取引法会計に関する社会的責任

金融商品取引法会計における特徴については、「一般投資者保護をはかるために情報提供機能が重視され、金商法ディスクロージャー制度が設けられていることである。

金商法ディスクロージャー制度とは、開示主義に基づいて、一般投資者が自己の責任において合理的な意思決定を行うことができるように、会社に当該事業内容、財務内容などに関する情報を有価証券の発行市場と流通市場の開示手段を通じて完全、適時、公平かつ正確に開示させる制度である。」<sup>9</sup>ことがあげられている。

金融商品取引法監査制度においては、企業とは特別の利害関係者のない公認会計士または監査法人が、監査証明を付し、もって開示情報の信頼性を担保することがもとめられている（金融商品取引法193条の2）。したがって、被監査会社は当該費用と監査を受忍する義務を負うこととなる。このような受忍義務を果たすことも社会的責任に位置づけて良いといえる。例えば、上場会社のほとんどが当該責任を果たさないとすれば、証券市場の信頼性を著しく損ない、資本主義の根底を揺るがしかねないといえる。このような不安を解消するためにも、被監査会社は社会的責任として、当該監査を受忍することがもとめられ、証券市場の発展に寄与することがもとめられるといえる。

---

9 広瀬義州（2015）『財務会計』中央経済社、109-111頁。

## 1.2 会社法会計に関する社会的責任

会社法会計は、確定決算主義を採用するわが国の法人税の課税所得計算の前提となっており、納税の義務を果たすために行わなければならない手続きといえる。会社法会計が対象とする会社は、1人会社から大会社など事業規模も異なり、中小企業の会計に関する指針、中小企業の会計に関する基本要領が公表されるに至った。

中小企業の会計に関する基本要領においては、「中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」（中小企業の会計に関する検討会（平成24年）「中小企業の会計に関する基本要領」I.総論 1.目的）があげられており、中小企業会計と税務会計の関係性について明示している。

本来、会社法会計と税務会計は、その目的が異なるものであるから、独立して計算がなされることが望ましいと考えられる。しかしながら、中小企業の実務における逆基準性<sup>10</sup>の問題があり、中小企業においては税務会計を中心に会計業務を行うことが多々あり、その現状を受け入れざるを得なかったのであろう。近年の資産負債アプローチを取り入れる会計処理を採用すると、税務会計における課税所得計算の別表調整が複雑となり、中小企業には受忍することが容易でない場合が考えられ、中小企業の会計に関する基本要領はそのような現状を踏まえたものであるのであろう。

このように、会社法会計は、税務会計の前提となるものであり、会社法会計に関する責任を果たさないとすれば、同時に適正な課税所得計算を行う納税の義務を放棄することとなるため、社会的責任を放棄することにつながるといえる。なお、税務会計学に関する社会的責任については、紙面の都合上、省略する。

## 1.3 環境会計に関する社会的責任

環境省が公表する「環境報告ガイドライン2018年版」は、「事業者が特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告事項とし、環境会計（「環境会計ガイドライン2005年版」）の環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという考え方を本ガイドラインに取り込みました。」とし、「環境報告」に取り込まれる形に至っている。

環境報告ガイドラインでは、特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告するとし、企業会計がもとめる「秩序性」「網羅性」が欠如しているように思われる。

環境会計とは「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みとします。」<sup>11</sup>と定義する。

環境会計の機能として、内部機能と外部機能とし、内部機能については本論の枠外（管

10 成道秀雄（2015）32頁。

11 環境省（2005）『環境会計ガイドライン2005年版』1.1環境会計の意義2頁。

理会計の領域)のため、本論では取り上げることは避けることとする。

外部機能を「企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や取引先、投資家、地域住民、行政等の外部利害関係者の意思決定に影響を与える機能です。」<sup>12</sup>と定義する。

環境保全コスト<本表>として、①環境保全コスト、②環境保全効果、③環境保全対策に伴う経済効果をあげる<sup>13</sup>。なお、紙面の都合上、定義については割愛する。

③環境保全対策に伴う経済効果として、主たる事業活動で生じた大気物のリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収入をあげ、費用削減として、省エネルギーによるエネルギー費の削減をあげている<sup>14</sup>。

企業等の利益に貢献した効果として企業が国庫補助金を得ていた場合には、当該国庫補助金が環境会計における収益に認識されることとなるといえる。また、環境会計は試験研究費の税額控除などをうけることを予定することなどから、当該税額控除を収益として表示することや、固定資産の特別償却などの見地から税効果会計（法人税等に関する経済的効果）を考慮しなければならないといえる。これらの金額が表現されないとすれば、①環境保全コストおよび③環境保全対策に伴う経済効果を認識することは難しいといえる。

会計の目的が異なる場合には、利益観についても異なるものとなることから、企業会計と異なる定義がなされることは当然のことである。このようなことは、税務会計学において既に別稿<sup>15</sup>で論じたとおりである。

本論で取り上げた環境会計のフレームワークについては、会計公準である貨幣的価値の公準を放棄することを論ずる。この場合に、環境会計における公準がどのような測定の公準を設けるのか明確にするべきである。他方で、貨幣的価値の公準に代替するものがないのであれば、管理会計の領域で論じ、特定の者によって情報有用性があるものとして、管理会計を論ずるべきである。また、貨幣的価値の公準を用いた場合に、法人税の税額控除あるいは国庫補助金収入などが明瞭に表示されるとすれば、当該経済的な効果から環境保全活動等を行ったと、一般消費者に理解されるおそれがある。この場合に、環境保全活動等を行える経営資源に余裕がある企業と当該余裕がない企業とにおいて、租税負担に差が生ずるとなると、単に企業のタックス・マネジメント<sup>16</sup>の見地から行われたのではないかという見方がされかねないといえる。当該租税負担の差は、租税政策の問題（公共政策配慮の公準）<sup>17</sup>であるから、国民は租税法律主義のもと間接的に承認しており問題は生じない。しかしながら、経済的な効果を切り取られ、環境保全活動等

12 環境省（2005）『環境会計ガイドライン2005年版』1.2環境会計の機能と役割 3頁。

13 環境省（2005）『環境会計ガイドライン2005年版』【解説2】環境会計情報の性質 3頁。

14 環境省（2005）『環境会計ガイドライン2005年版』5. 環境保全対策に伴う経済効果27-30頁。

15 長谷川記央（2018）「納税の猶予に係る利益概念の検討」租税訴訟学会誌第11号448-474頁。

16 富岡幸雄（2003）77-87頁。

17 富岡幸雄（2003）601-608頁。

を行う企業が経済的な効果を期待して当該活動を行っていないにもかかわらず、経済的な効果のみに着眼される情報利用者が現れると、かえって、当該企業が意図しない情報として利用がされかねないといえる。また、課税の公平性を問題とし、環境に配慮した租税政策を後退させるおそれがあるといえる。同時に、情報提供者と情報利用者との間に、環境会計に関する情報の考え方に齟齬が生じるとすれば、会計監査論があげる期待ギャップの問題も生じかねないといえる。

もっとも、現行の企業会計は資産除去債務などの会計処理が明示されており、環境会計が含まれているように思われてならない。先行研究<sup>18</sup>においても、環境関連負債に着目した資産除去債務について論じられており、わが国においても会計基準が公表されるに至った。平成20年（2008年）に企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」が公表された。したがって、現在の制度会計において、部分的ではあるものの環境会計は制度会計に取り込まれているといえ、その意味では環境会計という新しい会計領域を論ずるかは別として、トライアングル体制の枠内において環境会計が導入されており、にもかかわらず、加えて新しい会計領域として論ずる場合には、少なからずその前提となる会計公準論を明示することを避けることは難しいといえる。

#### 1.4 社会的責任に関する問題

新しい会計分野などが取り上げられることがあり、「企業と会計」の領域において社会的責任をあげるものがある<sup>19</sup>。

先行研究<sup>20</sup>によれば、社会的責任がもとめられる理由として、①社会的要請、②リスク回避、③成長機会をあげる。会計学との接点として、②「リスク回避」があげられており、概念フレームワークのあげる「投資のリスクからの解放」と、「リスク」という共通点があげられる。したがって、本論においては、②リスク回避という視点から論じる。先行研究にいう「リスク回避」とは、「株主は企業に資金を提供しますが、資金だけでは企業活動は成り立ちません。従業員の協力、顧客からの支持、立地する地域社会の承認などがあって、はじめて事業が可能になるのです。このように企業活動にかかわる株主、従業員、顧客、地域社会などを総称してステークホルダー（利害関係者）といいます。企業はステークホルダーとの関係性の中で存在する一種の社会システムなのです。

したがって企業の存続のためには株主以外のステークホルダーにも配慮する必要があります。たとえば、鉱山の開発をしようとした企業が地元住民の反対にあって計画中止に追い込まれたり、海外の取引先（サプライチェーン）での児童労働が発覚したために

18 上田敦紀（2008）『環境財務会計論』森山書店、107-159頁。

19 水口剛・平井裕久・後藤晃範（2017）『企業と会計の道しるべ』中央経済社181-191頁。

20 水口剛・平井裕久・後藤晃範（2017）183-185頁。



消費者のボイコットにあったり、というように、環境や社会への配慮を怠るとステークホルダーからの反発を受けるリスクがあります。CSRにはこのようなリスクを避けるという意味があります。」<sup>21</sup>とされる。

会計学においては、実現主義の一例として「投資のリスクからの解放」という言葉が用いられている。「投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である。」<sup>22</sup>と定義される。また、「特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放される」<sup>23</sup>とされる。先行研究によれば「投資の実行または継続の決定を左右した将来の期待が、たえず新たな会計情報のもとで見直され、改定された期待に基づいてさらに投資を継続するかどうか決められる。そうした期待の改定には、なによりも過去の期待を対応する事実と比較することが必要である。期待された成果がキャッシュフローである以上、その期待の改定にフィードバックされる情報は、事実として生じたキャッシュフローに基づく投資の成果ということになる。」<sup>24</sup>とされる。企業の非財務情報と社会的責任におけるリスクの回避は「企業の存続のために株主以外のステークホルダーにも配慮する必要があります。」<sup>25</sup>ことがあげられており、そのリスクの具体例として、鉱山開発などの環境問題、児童労働などといった環境や社会への配慮を論ずる。会計学においては、投資のリスクを享受し、その成果が事実となった場合に認識・測定・記録・報告するところである。社会的責任を理由とする新たな会計領域は、その役割の一つとして、当該認識・測定・記録・報告に先立って、非財務情報として開示をするということを論ずるところであると考えられるが、この場合に、会計学における「投資のリスクからの解放」の関係性について整理することがもとめられる。このような整理の方法として、会計の基礎的前提である会計公準を論ずることがもとめられるといえる。もっとも、会計学の基礎的前提が貨幣的価値の公準をあげる場合に、リスクは回避するものではなく、リスクとどのように向き合うか（投資のリスクからの解放とは何か）検討し、その結果、どのように事業を行っていくかが問題となる。社会的責任における新たな会計領域の根拠として、児童労働などといった問題を取り上げているが、このような問題を含めた事業活動の結果として、利益が算出されることとなる。先行研究が述べるように、鉱山の開発が中止されたり、消費者のボイコットが発生した場合には、投資のリスクから解放された損失（キャッシュフロー）が損益計算書（会計情報）に表現されることとなるため、

21 水口剛・平井裕久・後藤晃範（2017）184-185頁。

22 企業会計基準委員会（2006）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』第3章財務諸表の構成要素〔リスクからの解放〕23項。

23 企業会計基準委員会（2006）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』第4章財務諸表における認識と測定〔リスクからの解放〕57項。

24 齊藤静樹（2010）『会計基準の研究 増補版』中央経済社38頁。

25 水口剛・平井裕久・後藤晃範（2017）184頁。

現行の会計制度に何らの表現がなされないわけではない。したがって、現代会計学における会計公準に基づいて開示された会計情報によって、このような社会的責任に関する事業活動が表現されており、社会的責任が直ちに非財務情報の開示に結びつくものでもないと考えられる。非財務情報の情報有用性を否定するところではないが、社会的責任をもって直ちに非財務情報を開示する理由とはならず、非財務情報を会計学の領域とするのであれば、新たな会計情報を成り立たせる基礎的前提を明示し、その情報が何を認識・測定・記録・報告するものであるか明らかにしなければならない。

もっとも、会計情報は過去の取引を表現するものが多いことから、情報の適時性に欠けることを理由に、非財務情報の開示をもとめることが考えられる。このため、どのような情報を損益計算書に表現されることに先立って開示するのか、その目的および基礎的前提を明らかにすることが会計学の研究領域においては当然に求められるところである。このように会計学の社会的責任においてリスク回避をあげるのであれば、投資のリスクからの解放との整合性あるいは関係について、会計の基礎的前提を用いて説明しなければならず、本論においては、いたずらに「リスク」という言葉を用いて議論することは、かえって混乱を招きかねないことから、会計学における投資のリスクからの解放(実現主義)を用いて論ずるとする。

次に、企業存続の条件として、社会的責任を負うことがあげられており、企業は当然に社会的責任を負うことを取り上げる。先行研究において「日本では非財務情報の開示を制度化することには反対が多く、サステナビリティ報告や統合報告は企業の自主的な取り組みに任せるべきとする議論が支配的です。しかし、ヨーロッパでは制度化に踏み出しています。……省略……このようにヨーロッパでは、非財務情報の開示が制度としても推進されています。それは、企業には環境や社会に対する責任があるという考え方が受け入れられてきたということの証とってよいでしょう。」<sup>26</sup>とする。

前述したように、トライアングル体制に関する財務情報の開示において、環境会計は部分的に取り入れられており、何らも反映されていないわけでもない。この場合に、人権あるいは環境保全を尊重する正常な企業活動を行う企業と、人権あるいは環境保全を尊重しない企業活動を行う企業とがあり、後者が世界のグローバル企業の大部分を占めるとするのであれば、積極的に非財務情報の開示として制度化すべきである。しかしながら、ほとんどの企業が人権や環境保全を考え尊重するのであれば、一部の特殊な企業を取り上げて制度化をもとめるとすれば、大部分の企業に情報開示の費用の負担をもとめることとなるため、慎重にならざるを得ない。また、中小零細企業においては、国民の義務である納税の義務のために行う確定決算手続ですら、その作成コストに悩まされていることがあり、新たなコストを負担させることは困難極まりないであろう。また、法的責任として環境会計を制度化した場合に、当該受忍義務を国民が理解し、自ら行う

---

26 水口剛・平井裕久・後藤晃範(2017) 189-190頁。

のかという疑問すらある。国民の理解を得られない場合に、法人を含む国民が環境会計を導入しなければ、すべての国民を罰するののかという問題が生じ、結局は実効性のない法制度の末路をたどることが予定される。税務会計においては、国民の義務である納税の義務を果たすためのものであり、国民に広く浸透しているところから、適正な課税所得計算がなされない場合もあるが、多くの国民が期限内申告を行っている現状があるといえる。

もっとも、環境に関する知識を深めた国民であれば、環境保全活動等に積極的に取り組み、当該環境保全活動等が社会的責任と位置づけられ、経営学があげる企業存続の条件<sup>27</sup>となり、大部分の企業が企業存続のために尊重することに至る。この結果、人権あるいは社会保全活動等を社会的責任として位置づけた場合には、多くの企業がそれらを尊重し、企業の持続可能性を高めようとする。

当該社会的責任を一部の企業が尊重しないからといって、すべての企業に社会的責任としての位置づけとして非財務情報の開示をもとめることには、当該作成コストとベネフィットの関係から慎重にならざるを得ないであろう。もっとも、税務会計学で扱う固定資産税（償却資産税）の賦課課税方式<sup>28</sup>のように、例えば環境省が企業に対して必要な書類の提出をもとめ、当該書類によって何らかの結果が算出され、その結果を当該企業に通知あるいは広く国民に開示するなどといった方法であれば、当該必要な書類が簡素なものであれば受忍しやすいといえる。この場合には、国が非財務情報の作成コストを負うこととなるが、その財源は租税であり、非財務情報の作成コストに充てることについて、国民の理解を得なければならないといえる。固定資産税の賦課課税方式と同様な方法によって、社会的責任としての会計領域（環境会計を含む）を位置づけるのであれば、法的制度が必要であるといえる。このように考えると、新しい会計領域については、社会的責任としての位置づけはすべてを否定することには至らないまでも、トライアングル体制における会計情報の社会的責任の性質には劣り、大きな矛盾も生ずるところであるといえる。社会的責任における会計制度を論ずるとすれば、経営学の先行研究が論ずる「正当ならざる能力の行使を求める社会的責任の要求を受け入れてはならない。自らの利益のためにも受け入れてはならない。正当ならざる権力は権力ではないからである。まさに社会的責任の名のもとに抵抗すべきである。つまるところ、そのような要求は、社会的責任の要求だからである。真摯な要求が、権力がらみの要求かは関係ない。」<sup>29</sup>とされる。すなわち、非財務情報の作成する責任とそれに対応する権限すなわち非財務情報を公表するという権限が正当であるか検討することがもとめられるが、その権限と責任は企業固有のものであるから、統一的なものとするためには、会計を成り立たせるための基礎的前提に依拠するか、あるいは法律による規制（会計制度）によるほかなら

27 内本博行（2015）77頁。

28 長谷川記央（2021）「償却資産税の申告とコロナ禍による減免措置の留意点」税務QA通巻226号46-63頁。

29 Peter F.Drucker・上田惇生訳（2008）『マネジメント [上] - 課題、責任、実践』ダイヤモンド社、406頁。

ないであろう。このように考えると、会計学において明示される会計公準の範囲で、あるいは代替する会計公準を考えなければ、社会的責任を理由に統一的な会計責任を負わせることは困難である。

したがって、継続企業の公準すなわち企業が永続することこそが社会的責任であり、その前提を崩さないように健全な企業活動を行うことを社会的責任としてもとめることが、広く国民に理解される場所である。

## 2. 会計公準論

会計公準論を論ずるにあたり「公準」という言葉の定義が問題となる。会計学の先行研究によれば、(1)公準は、論証または証明を要しないものであること、(2)しかしながら、それは広く一般に自明のものとして認められるものでなければならないこと、(3)しかも、それは理論を形成し、またはある事柄を説明するために不可欠な前提条件または仮定たりうるものでなければならないことの意味を包含する言葉として用いられるものとされる<sup>30</sup>。

そのうえで、会計公準の概念について、(1)制度的公準、(2)当為的公準、(3)要請的公準をあげ、企業会計の理論形成上とくに会計原則の成立のために根本的な基盤となるものであるとされる<sup>31</sup>。

会計学という社会科学を論ずるにあたり、会計公準とは、直接的な検証を受けない仮定であること、推論の基礎となること、すべての理論構造を打ち立てるための基礎になること、後日における知識の進歩に照らして再吟味を受ける可能性をもっているものであることがあげられ、すなわち、会計学の学問の形成にとって不可欠なものであることといえる。

先行研究によれば会計公準の概念的類型化に関する諸見解を考察した結論として、①制度的会計公準として、企業実体の公準、会計期間の公準、貨幣的評価の公準をあげ、②要請的会計公準として、有用性の公準、公正性の公準をあげる<sup>32</sup>。

なお、当該先行研究が論じている会計期間の公準とは「継続企業という考え方もしくは概念は、制度的会計公準の一つとしてあげることができるが、同時にまた、このような継続企業における経済事象を計数的に把握するためには、これを適当な期間に区切る必要が生じてくる。」<sup>33</sup>こととされ、継続企業の公準と表裏一体の関係にあるといえ、本論においては継続企業の公準として論ずる。

本論においては、会計学で一般的にあげられる会計公準を3つあげることとする。本

30 新井清光 (1978)『会計公準論』中央経済社56-57頁。

31 新井清光 (1978) 64頁。

32 新井清光 (1978) 191-192頁。

33 新井清光 (1978) 198頁。

論における会計公準とは、企業実体の公準、継続企業の公準、貨幣的価値の公準とする<sup>34</sup>。

会計学の領域とされる新しい会計情報に関する学問（例えば、環境会計）についても、会計学の領域であれば、これらが直接的な検証を受けないと仮定されるところである。例えば、環境会計においては、貨幣的価値の公準ではなく可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定を行うものとするのであれば、貨幣的な評価が知識の進歩に照らして再吟味を受ける可能性をもっているものであることを理由に、新たな会計公準の創出を試みる場所であるのであろう。貨幣的価値の公準に代替する会計公準を明確にできないのであれば、貨幣的価値の公準に回帰するほかなく、そのこと受け入れることができないのであれば、会計学の領域の埒外と考えざるを得ないといえる。すなわち、環境会計を論ずるには、前提となる会計公準が必要であり、会計学が貨幣的価値の公準を明示する限りにおいて、それは推論の基礎となるものであるから、貨幣的な評価は論証の対象とならないものとされる。そのうえで、環境会計は、当該公準を論証の対象とし、定量的（物量単位を取り入れる）としその基礎を放棄するのであるから、会計学の形成に不可欠なものから離脱する研究手法によって解明をされると考えられる。したがって、そのような研究手法を用いるのであれば、会計公準を代替するものを明示する責任があり、それらを明らかにして、はじめて会計学の研究手法なり得るのではないのであろうか。すなわち、新しい会計領域としての会計学としての前提を明らかにしなければ、理論構造を打ち立てるための基礎が明確でなく、論証を困難にならしめかねないといえる。

これに対し、伝統的規律論は非科学であって、実証研究こそが科学であるという批判的な見解が考えられる。しかしながら、体系現代会計学において「従来、会計研究の一部には、学問的議論に名を借りた信仰告白が蔓延していたことは事実であり、こうした会計研究の疑似神学化へのアンチ・テーゼとして、実証分析が会計研究の健全化に果たした役割は大きい。一方で会計の対象が「あるべき」論なしに存在し得ない制度的事実であるゆえ、単純な存在当為二元論によって会計から規律論を排除することも不可能である。」<sup>35</sup>とされる。「あるべき論」とは、(1)公準は、論証または証明を要しないものであること、(2)しかしながら、それは広く一般に自明のものとして認められるものでなければならないこと、(3)しかも、それは理論を形成し、またはある事柄を説明するために不可欠な前提条件または仮定たりうるものであり、会計公準そのものであるといえる。

したがって、実証分析を中心とした会計研究を行うにあたって、会計公準は必要であることがあげられており、伝統的規律論は科学と結論づけることが妥当である。また、会計学がどのような前提にあるのか明白にしなければ実証研究の価値を損なわせかねず、相互補完的な会計研究において、新しい会計領域が論じられることがもとめられるのである。先行研究によれば、科学的、非科学的という議論をするより、「なんでもあり」

34 広瀬義州（2015）22-29頁。

35 斉藤静樹・徳賀芳弘編（2011）『現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社、509頁。

の精神でやりたいことをやるのが学問のあるべき姿であると結論づけられており<sup>36</sup>、新しい会計領域が既存の会計公準にとらわれず、その前提を明らかにしていくことが会計研究においてもとめられていることであるといえる。したがって、社会科学の発展とともに、新たな会計領域を創造されることは、当然に予定されることである。

## 2.1 継続企業の公準

継続企業の公準とは「企業の経済活動は半永久的に継続して営まれるという前提である。現代企業会計では、原則として取得原価主義会計が採用されるのも、減価償却が行われるのも、資産・負債の分類に流動・固定分類がされるのも、すべて継続企業の公準が前提となる。なぜならば、企業が半永久的に存在するという仮定しないならば、清算価値会計の方が合理的であるし、償却資産の価値減少を認識する必要もないし、さらには資産・負債を流動・固定分類する意味もないからである。」<sup>37</sup>とされる。

しかしながら、既に別稿<sup>38</sup>で論じたように日本政策金融公庫により創業融資がされた場合であっても、5年以内に廃業に至る事業は10%程度であり、半永久的に継続することは必ずしもいえない経済環境が存在する。

このような経済環境を理由に、継続企業の公準が(1)公準は、論証または証明を要しないものであること、(2)しかしながら、それは広く一般に自明のものとして認められるものでなければならないこと、(3)しかも、それは理論を形成し、またはある事柄を説明するために不可欠な前提条件または仮定たりうるものでなければならないものに該当しないこととならない。なぜなら、会計公準そのものが会計学の研究手法の前提となるものであり、企業が半永久的に継続することの証明を要しないものとされ、会計を成立させるための基礎的前提であるといえる。

会計学は会計を成立させるための基礎的前提として、実体経済の廃業率が決してゼロに近くはないことを受け入れながらも、会計公準と明示しており、このことをもって社会科学とはなり得ないと論ずる研究者は、皆無であろう。

新しい会計領域である環境会計においても、実体経済と一致するか乖離するかはさておき、環境会計を成立させるための基礎的前提を明示しなければならないといえる。新しい会計領域を論ずる場合には、会計を成立させるための基礎的前提である会計公準と異なった前提にたつのであれば、当然にそのことを論じなければならないといえる。

また、会計を成立させる前提としての会計公準であれば、より多くの企業が半永久的に継続することによって、会計を成立させるための基礎的前提と実体経済との整合性がとれ、より有益な研究とされることはいうまでもない。

本論においては、経営学について詳細の議論は避けることであるが「いかなる組織

36 齊藤静樹・徳賀芳弘編 (2011) 509頁。

37 広瀬義州 (2015) 24-25頁。

38 長谷川記央・川上慎司・田中佳尚・原崇晃 (2018) 「認定支援機関に係る創業融資の実務報告 - 税理士が指導する創業融資を中心として -」 観光まちづくり学会15号、44-45頁。

といえども、本来の機能の遂行こそ最大の責任である。この責任を果たせないならば、他のいかなる責任も果たせない。破産する企業は、望ましい雇用主ではない。地域社会にとっても、よき隣人ではない。明日の職場や働く者のための雇用を生み出すこともできない。同じように、明日のリーダーや専門家を養成できない大学は、いかに多くの仕事に携わっていたとしても、責任ある大学とはいえない。

したがって、社会的責任の最大の限界は、マネジメントが仕える組織の本業における成果に支障をきたすことである。」<sup>39</sup>ことあげられており、最大の社会的責任は、本来の機能の遂行であることがあげられている。当該機能とは、企業が半永久的に存続することであり、例えば雇用を守ることでであるとされる。

すなわち、企業の負う社会的責任として、第一的には企業が半永久的に存続すること、次にその他の責任を負うものであるといえる。本論における会計学における社会的責任については、継続企業の公準すなわち、企業が半永久的に存続することと結論づけており、本論は経営学的な研究手法をもっても支持されるところであるといえる。

## 2.2 貨幣的価値の公準

貨幣的価値の公準とは、「企業の経済活動および経済事象を把握するさいに、貨幣額をもって測定しなければならないという前提である。その理由は、貨幣単位が最も共通的・一般的の尺度であり、グラム (g)、メートル (m)、リットル (ℓ) などの物量単位は公分母たり得ないからである。したがって、貨幣額をもって測定できない経済活動および経済事象は企業会計の対象とはなりえない。」<sup>40</sup>とされる。

すなわち、会計を成立させるための基礎的前提が貨幣額をもって測定することをあげ、貨幣額をもって測定できないのであれば企業会計の対象とならないとされ、例えば、環境会計が論ずる比較的わかりやすいとされる温室効果ガスなどを指標化した場合であっても、貨幣額をもって測定されておらず、企業会計の対象となりえないといえる。

しかしながら、貨幣的価値の公準が絶対的な基礎的前提であるものではなく、環境会計により適した会計の前提が存在する場合には、会計の目的に適合した会計公準を明示すればよいといえる。

環境会計の先行研究において、貨幣的な評価から「kikyo」という単位を用いることが論じられる。Kikyoとは、「環境再生の対象とする地域に、嘗て生息していた生き物が帰ってくるありようをしめす『帰郷』にちなんでその測定の単位とした。」<sup>41</sup>と定義する。

具体的な計算式は  $\{(\text{生産者or一時消費者の在来種数}) - (\text{生産者or一時消費者の在来種数})\} \times (\text{二次消費者在来種数} - \text{二次消費者外来種数}) \times (\text{高次消費者在来種数} -$

39 Peter F.Drucker・上田惇生訳 (2008) 394頁。

40 広瀬義州 (2015) 25頁。

41 吉田寛 (2011)『環境会計の理論』東洋経済社68頁。

高次消費者外来種数+1)<sup>42</sup>とする。

「kikyo」という記号を環境会計で用いることの適否について、環境会計学の有識者が論じるべき論点であるから、本論においては適否については判断することは避けることとするが、貨幣的価値の公準の代替的な環境会計の公準を創造することを研究しているといえる。貨幣的な評価を行わない(貨幣的価値の公準を利用しない)ことについて、需要者と供給者が市場でおこなう取引の結果として明らかになる貨幣的価値評価を市場での取引を前提とせずに行うことをあげる<sup>43</sup>。また、当該先行研究は環境会計の目的を「環境再生をおこなう者の能力を表章する」<sup>44</sup>と明確にしている。したがって、環境会計における基礎的前提を、貨幣額をもって測定することが困難である場合が存在することを考え、新たな基礎的前提を提示するための研究と考えられる。このような基礎研究のうえに、環境会計が成り立つことは忘れてならないであろう。

情報利用者のニーズが多様化し、新たな会計領域(会計情報)を提供する場合には、会計情報の前提となる会計公準について検討し、トライアングル体制と同様の会計公準を用いることができるのであれば、当該公準を用い、用いることができない場合には、用いることができない理由を明確にし、代替する公準を明示しなければならないといえる。情報提供者が会計情報として情報利用者に情報を提供するのだから、トライアングル体制と異なる会計公準を用いるのであれば、異なることを説明することが社会的責任であるといえる。もっとも、異なる会計公準を前提にしているにもかかわらず、十分な説明がなされないとすれば、会計監査論で論じられる期待ギャップと同様の問題が生ずるおそれがあり、妥当でないと考えられる。企業会計でいう「概念フレームワーク」は会計公準の前提のうえにあるところであるから、環境会計においても同様に、環境会計に関する会計公準を明示したうえで環境会計のフレームワークを論じなければならないと考えられる。このようなことが困難であるとするれば、環境に関する情報としての有用性まで否定されるものではないが、会計学の領域で論じるのではなく、他の学問領域(環境学など)によって体系的に論ずることが、有益であるといえよう。

### 2.3 公準論における会計学の問題

会計公準とは、会計を成立するための基礎的前提であることから、社会科学において明示されなければならない事柄であるといえる。新しい会計領域においては、新しい会計領域を成立させるための基礎的前提をどのようにするか論じ、そのうえで、概念フレームワークや会計原則を論じなければ、新しい会計領域の発展の弊害ならしめかねないといえる。

税務会計学は、課税所得計算の特殊性から税務会計学を成立させるための基礎的前提

42 吉田寛(2011)68頁。

43 吉田寛(2011)154頁。

44 吉田寛(2011)181頁。



が明示されている。先行研究において「税務会計と企業会計との関係を論じ、税法と企業会計原則との調整を論議するにあたっては、その前提として税務会計についての理論的研究が進められ、税務会計学自体の真の姿、その立脚点、態様等がまずもって解明されなければならない。すなわち、税務会計と企業会計との調和を図り、両者の関係とそのあり方を明らかにし両者の適正なる調整を期待し、これを可能ならしめるためには、その前提として、両者の有するそれぞれの内容及び理論的根拠が明確にされていることが必要である。」<sup>45</sup>ことがあげられ、要請的公準として、租税負担公平の公準、租税負担能力の公準、機構的公準として租税運営配慮の公準、会計制度依存の公準、税制的公準として、納税主体設定の公準と、公共政策配慮の公準があげられている<sup>46</sup>。税務会計公準論により、税務会計が成立させるための基礎的前提が明らかにされることにより、税務会計学の発展に寄与したところであるといえる。また、税務会計公準論は、必ずしも統一的なものでなければならないものでもなく、税務会計学を研究するための基礎的前提であるため、税務会計学の捉え方によっては研究者によって異なることが、直ちに問題にはならないといえる。税務会計学の基礎的前提を明示することによって、どのような基礎的前提を用いた研究手法であるのか理解を助けるものであるから、研究者の立場によって異なる公準論が論じられることは予定されるところである。

このように、例えば、環境会計という新しい会計領域が環境会計と企業会計との関係を論じ、その前提として環境会計についての理論的研究が進められ、環境会計学自体の真の姿、その立脚点、態様等がまずもって解明されることがもとめられ、すなわち環境会計の基礎的前提である会計公準が解明されることがもとめられるといえる。

### 3. 継続企業の公準と社会的責任論

#### 3.1 公準論からみた社会的責任

会計公準論は、会計研究の基礎的前提を明示するものであるといえる。今日、多くの先行研究により会計学が論じられており、その基礎的前提として会計公準論があり、当該基礎的前提が広く普及していることから、あえて明示されることは少なく、当該基礎的前提が尊重され会計学の研究がなされているといえる。

公準論からみた社会的責任として、第一に、企業会計における継続企業の公準があげられる。第二に、会計研究の基礎的前提を明示する責任があげられるといえる。前者については後述とする。

会計研究の基礎的前提について、異なる基礎的前提にたつことは直ちに否定されることではない。しかしながら、広く一般に利用される会計公準である基礎的前提に離れて、会計研究の研究を行うのであれば、その研究がどのような立場からなされているのか、

45 富岡幸雄（2003）535頁。

46 富岡幸雄（2003）545頁。

明確にすることが研究者としての社会的責任であるといえる。既存の会計公準論を支持するものではないにもかかわらず、あたかも既存の会計公準論すなわち基礎的前提にたっているかのような外観によって研究がなされるとすれば、当該研究に対する誤解が生じかねず、会計研究の信頼性を損なわせるおそれがある。したがって、会計研究の基礎的前提を明示することが、会計学の信頼性を高めることとなるため、当該基礎的前提を明示することが研究者としての社会的責任につながるところであると考えられる。

### 3.2 継続企業の公準からみた社会的責任

実体経済においては、企業は半永久的に存続することは容易でないことから、企業会計の成立させるための基礎的前提を充足させるため、企業が半永久的に存続することを社会的責任とすることが妥当である。

また、企業が半永久的に存続することに対して、国民の理解を得られない程度の経済環境になった場合には、継続企業の公準を成立させることは困難となり、会計公準そのものをどのように捉えるか研究をしなければならなくなるといえる。

したがって、今日の会計学が継続企業の公準のうで成り立つことから、その基礎的前提を維持すること、すなわち企業が半永久的に存続することを社会的責任とし、会計学の信頼性を維持すること、あるいは高めることが妥当である。

(はせがわ のりお・高崎経済大学非常勤講師)

### 参考文献目録

- 新井清光 (1978) 『会計公準論』中央経済社。  
 阿部泰隆 (2015) 『行政法再入門上』信山社。  
 上田敦紀 (2008) 『環境財務会計論』森山書店。  
 内本博行 (2015) 「中小企業にみる企業の社会的責任の実践」日本政策金融公庫集第26号75-91頁。  
 斉藤静樹 (2010) 『会計基準の研究 増補版』中央経済社。  
 斉藤静樹・徳賀芳弘編 (2011) 『現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社。  
 富岡幸雄 (2003) 『税務会計学原理』中央大学出版部。  
 成道秀雄 (2015) 『税務会計－法人税の理論と応用－』第一法規株式会社。  
 日本公認会計士協会25年史編纂委員会編 (1977) 『会計・監査資料』日本公認会計士協会。  
 長谷川記央 (2021) 「償却資産税の申告とコロナ禍による減免措置の留意点」税務QA通巻226号46-63頁。  
 長谷川記央 (2020a) 「書面添付制度の活用とその効果～申告書等の信頼性の向上～」税務QA通巻223号4-40頁。  
 長谷川記央 (2020b) 「不服審判制度に係る併合審理等の諸問題 要件事実と争点主義的運営を中心として」租税訴訟学会誌第13号104-125頁。  
 長谷川記央 (2019a) 「租税法における信義則の適用と租税教育」租税訴訟学会誌第12号55-79頁。  
 長谷川記央 (2019b) 「子会社等を整理する場合の損失負担等に係る寄附金の検討—法人税基本通達9-4-1を中心として—」税務会計研究第30号257-264頁。  
 長谷川記央 (2018) 「納税の猶予に係る利益概念の検討」租税訴訟学会誌第11号448-474頁。  
 長谷川記央・川上慎司・田中佳尚・原崇晃 (2018) 「認定支援機関に係る創業融資の実務報告—税理士が指導する創業融資を中心として—」観光まちづくり学会15号、43-48頁。

- 広瀬義州（2015）『財務会計』中央経済社。
- 藤田敬司（2020）「ESG（環境・社会・統治）と環境会計」社会システム研究41号、245-266頁。
- 水口剛（2006）「環境会計フレームワークの再構築」高崎経済大学論集第48巻第4号73-88頁。
- 水口剛・平井裕久・後藤晃範（2017）『企業と会計の道しるべ』中央経済社。
- 吉国二郎・志場喜徳郎・荒井勇編（2015）『国税徴収法精解』大蔵財務協会。
- 吉田寛（2011）『環境会計の理論』東洋経済社。
- Peter F.Drucker・上田惇生訳（2008）『マネジメント [上] - 課題、責任、実践』ダイヤモンド社。

# A Study on Social Responsibility in Accounting; Theory of Accounting Postulate and Environmental Accounting of a new Accounting Field

HASEGAWA Norio

## Abstract

Diversification of investors' information needs has diversified the needs for accounting information and expects development of studies in a new accounting field. Traditional accounting has a theory of accounting postulate and clearly specifies the basic convention to ensure business accounting. Many accounting studies have respected the basic convention.

In turn, environmental accounting as social responsibility is being discussed due to diversified information needs and it is considered use of the basic convention is not always beneficial to ensure business accounting. It is also required to examine appropriateness of discussion about new accounting field on the ground of social responsibility.

This paper concludes that it is the primary social responsibility for a company to survive and that going concern assumption is the very social responsibility. Secondly, the paper concludes that accounting field based on some social responsibility is additional because a company can sift through social responsibilities.

Furthermore, the study concludes that it is necessary to specify basic postulate to establish a new accounting field when a new accounting field is discussed, which means that the discussion is based on basic postulate to ensure business accounting or theory of accounting postulate and that a researcher who uses a different basic postulate needs to specify so to fulfill his/her social responsibility as researcher.